

# 秋田県産品テスト販売制度 実施要領

## 1 制度の目的

秋田県アンテナショップ等において、秋田県産品を生産・販売する事業者のためのテスト販売枠を設け、新販路開拓活動及び商品開発・改良のための支援を図る。

## 2 対象事業者

秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、グループ及び個人であって次のいずれにも該当しない者

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※上記（1）～（3）に該当すると判断される場合は、申請を取り消すことがある。

## 3 対象店舗及び当該店舗の運営事業者

- (1) あきた美彩館【運営事業者：(株)秋田ニューバイオフาร์ม】  
〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8 ウィング高輪WEST-Ⅲ 1階  
TEL：03-5447-1010
- (2) 秋田県産品プラザ【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】  
〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3-8 アトリオン地下1階  
TEL：018-836-7830
- (3) 秋田ふるさと館【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1F  
TEL：03-3214-2670
- (4) 秋田空港おみやげ広場あ・えーる【運営事業者：秋田空港ターミナルビル(株)】  
〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49  
TEL：018-886-3367
- (5) みちのく夢プラザ  
【運営事業者：岩手県産(株)、連絡先：(株)秋田県物産振興会】  
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2丁目7-148  
TEL：092-736-1122

## 4 対象商品

本制度の対象となるのは、以下の「基本条件」のいずれかを満たし、かつ「必須条件」をすべてクリアしている商品。

□ 基本条件（どちらかに該当すること）

- (1) 秋田県内で生産された農林水産物
  - (2) 秋田県内で製造された加工品及び工芸品（原則として申請事業者が製造したもの）
- ※ 上記以外でも、秋田県の産業振興に役立つと判断される場合は対象となる可能性がある。

□ 必須条件（すべてを満たすこと）

- (1) サイト登録（食品のみ対象 ※千彩万食が食品のみに対応のため）  
秋田県産品ポータルサイト「千彩万食」に登録された商品であること。
- (2) 継続性  
同じ規格の商品を、安定して生産・販売し続けられること。
- (3) 法令遵守  
食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法等のルールを守り、正しく表示されていること。
- (4) 新規性  
販売を希望する店舗において、過去に取り扱い実績がない商品であること。
- (5) 保存期間  
保存方法（常温・冷蔵・冷凍）を問わず、賞味期限が5日以上あること。
- (6) 酒類の場合  
酒類の販売を希望する場合は、必要な「酒類卸売業免許」を持っていること。（申請時に免許の写しが必要です）

## 5 商品の取扱い

- (1) 同一年度内に申請は、1事業者につき1回限り、3商品以内とする。
- (2) 各店舗の販売スペース等の都合により、条件を満たす場合でも販売が認められない場合がある。
- (3) 調理を伴う飲食・試飲の提供については、原則として申請事業者自らが店舗にて実施するものとする。
- (4) あきた美彩館においては、申請事業者の希望に応じて、店舗営業に支障のない範囲で販売員による来店者へのアンケート調査に対応する。

## 6 制度の内容

- (1) 期間・時期
  - ① 販売期間は2か月以内とする。ただし、店舗の要望により販売を延長若しくは短縮する場合がある。
  - ② 実施時期は各店舗が判断するため、希望時期に実施できない場合がある。
- (2) 手続きの流れ

- ① テスト販売を希望する事業者（以下事業者）は、申請書（様式1）、商品紹介シート（様式2）、サンプル（1点）を併せて、県産品振興課長あてに提出すること。  
なお、提出されたサンプルは、採否にかかわらず返却しない。  
アンケート調査の希望がある場合はこの時点で資料を添付すること。
- ② 県は、各運営事業者を通じて各実施店舗に実施の可否及び期間について確認する（様式3）。
- ③ 県は、②により確認した結果を事業者へ通知する（様式4）。
- ④ 事業者は、実施可能となった各実施店舗の担当者と直接調整を行う。
- ⑤ 各実施店舗担当者は、テスト販売終了後速やかに販売員及び購入者等からの意見や感想等を附して、県あてに実績報告書を提出する（様式5）。
- ⑥ 県は、提出された様式5の添付をもって事業者に実績報告書を送付する（様式6）。
- ⑦ 事業者は実施結果について、県あてに報告する（様式7）。

### (3) 留意事項

- ① 申請から実施まで約1か月を要するため、余裕を持って申請すること。
- ② 商品の送料等の費用は、申請事業者の負担とする。
- ③ 原則として消化仕入れとし、期間終了後の在庫は、申請事業者あて着払いで返送する。
- ④ 商品の値入率は、希望小売価格（税抜）の20%相当額とする。  
※なお、20%の値入率は、テスト販売実施のためのみに設定した販売条件であり、テスト販売終了後の取引に向けては改めて各運営事業者と申請事業者の間で販売条件等の交渉を行うものとする。
- ⑤ 入金時期及び入金方法等については、各実施店舗から事業者あてに通知する。
- ⑥ あきた美彩館においてアンケート調査を希望する場合には、申請時に内容案（様式任意）を添付するとともに、商品発送時に必要な部数を印刷したものを添付すること。

## 7 関係機関

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 県産品振興課        | : 事務手続き                 |
| (2) 運営事業者（実施店舗）   | : テスト販売の実施              |
| (3) 秋田県総合食品研究センター | : 商品改良等の技術支援            |
| (4) 食品表示等に関する相談   | : 秋田県生活環境部生活衛生課<br>各保健所 |

## 8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は県産品振興課長が別に定める。

## 9 問い合わせ先

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1 秋田県庁第二庁舎6階  
秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課  
電話：018-860-2259／FAX：018-860-3878  
e-mail：shokusan@pref.akita.lg.jp

附 則 本要領は、令和8年4月1日から適用する。